

港湾施設使用許可申請書 (1)

ナハ・シー・パラダイス共同企業体 様

コード

申請者

郵便番号

新規 継続 延長 変更 返還

住所

許可番号
- - -

商号

氏名

電話

印

担当者

施設	ふ頭	運航者
1:岸壁・2:物揚場	1:那覇・2:泊・3:新港・4:浦添	

信号符号 (コールサイン)	船名		船の全長		船幅
			m		m
国籍	総トン数	船の種類		最大喫水	
日本	トン			m	
運航区分	港内シフト予定	入港目的	使用形態	危険物荷役	
入港	無		通常	無	
入港 (予定) 日時		着岸 (希望) 日時		離岸 (希望) 日時	
平成 年 月 日		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
:		:		:	
内外航	定期不定期	航路名	(コード)	希望係留場所	ビットNo.
内航・外航	定期・不定期	/	/	三重城小船溜り場	-
(コード)	前港	(コード)	次港	着岸時 (入港時最大) 喫水	
JAPAN	那覇	JAPAN	那覇	船首 m	船尾 m
(コード)	仕出港	(コード)	仕向港	着岸舷側	
JAPAN	那覇	JAPAN	那覇	P:左舷・S:右舷	

(陸揚)

(船積)

(コード)	品名	数量 (単位)	(コード)	品名	数量 (単位)
(コード)	荷役会社 (陸揚)		(コード)	荷役会社 (船積)	

(備考)

決定欄

着岸日時		離岸日時		沖出時間			
平成 年 月 日		平成 年 月 日					
:		:		:		日分	
(コード)	係留場所	ビットNo.	増減区分	増減率	増減額	消費税	
		-	増	%	円	課税	
			減	%	円		
受付許可印			許可年月日		使用料金		
所長			平成 年 月 日		円		

(物揚場用)

許 可 条 件 (誓 約)

1. 使用目的以外の用途に使用したり、転貸及び権利の譲渡は禁止する。なお、船舶の入れ替えをする場合は、管理者の許可を得なければならない。
2. 共有名義者が新たに物揚場施設使用許可を変更することができない。
3. 港湾の開発又は管理運営上に支障が生じたとき、又は那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則に違反して使用した場合は、許可を取り消す。
4. 施設使用の必要が無くなった場合は、使用者の負担において速やかに現状回復し、管理者の検査を受け、引き継がなければならない。
5. 前各項による損失および当施設での船舶の滅失又は損傷、盗難等については、管理者は一切補償しない。
6. 使用者は、使用場所を善良な管理に基づき、使用しなければならない。もし、第三者に損害を与え、また第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において、その損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。
7. 使用申請に不正があったとき、又は公益上その他管理者が必要と認めたときはいつでも当施設の使用を停止し、又は使用を取り消し、その使用を制限し、若しくはその使用場所を変更することがある。
8. 乗降は、契約箇所で行う事。乗降バースを利用の際は別途料金を徴収する。
9. 使用料は、毎月納付しなければならない。なお、納入しないときは、この許可を取り消す。
10. 使用の許可を受けた者は、許可事項の変更、住所の変更及び返還等が生じた場合は、直ちに、その旨を届けて管理者の承認を受けること。
11. 船舶の入れ替え（買い替え等）の場合、現在許可を得ている船舶の寸法を超える事はできない。
12. その他、必要に応じた追加資料の提出を求める事もあります。

上記の許可条件の確認の上、遵守することを誓約します

平成 年 月 日

申請者 住所

商号

氏名

印

連絡先